

NTT東日本・西日本提出資料

## 【 基本的な考え方 】

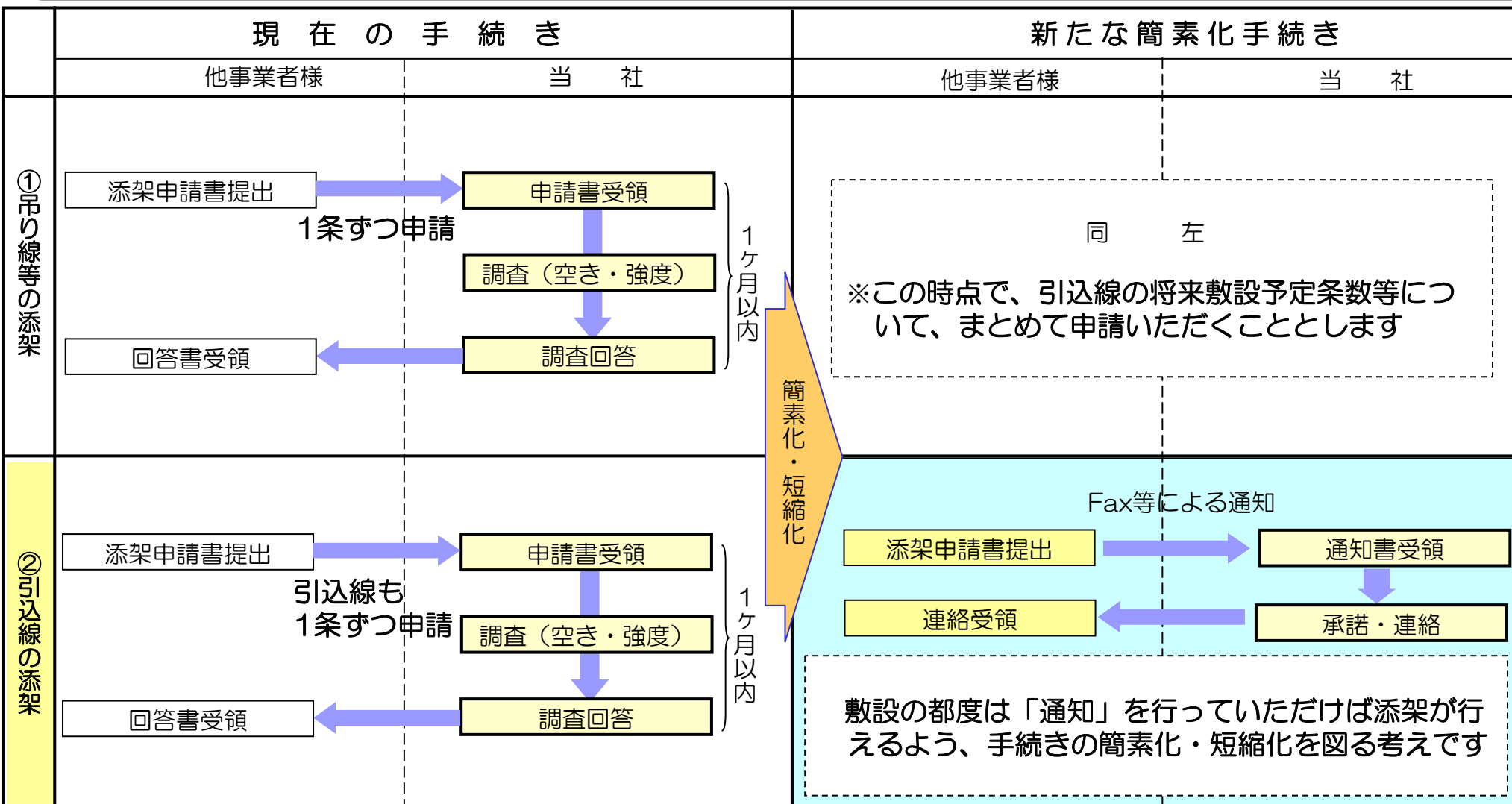
現在、当社は「公益事業の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に従い、各事業者様が公平かつ円滑に線路敷設が行えるよう努めているところであり、現に自前で設備構築を行っている他事業者様も存在しますが、光ファイバサービスの普及・拡大に向け設備ベースの競争を促進するために、各事業者様がより一層自前で光ファイバ設備を構築できるよう、当社としてもできる限り協力していく考えであり、この度、他事業者様から添架手続きの簡素化等のご要望を頂いたことを踏まえ、添架ポイントが不足する場合への対応として新たな添架ポイントを開放する等に加え、添架手続きにつきましても簡素化を行っていきたいと考えております。

また、当社の電柱を他事業者様に円滑にご利用いただくためには、設備の安全性、利用の公平性を踏まえた一定のルールのもと、ご利用いただくことが必要不可欠であると考えており、手続きの簡素化等の実現にあたっては、この点も考慮する必要があると考えております。

以上の点を踏まえ、この度、他事業者様からご要望のあった添架手続きの簡素化等を実現するための具体案として、**①添架手続きの簡素化**、**②新たな添架ポイントの提供**、**③一束化への対応**についてそれぞれ検討いたしましたので、その内容についてご説明させていただきます。

## 2. 添架手続きの簡素化について

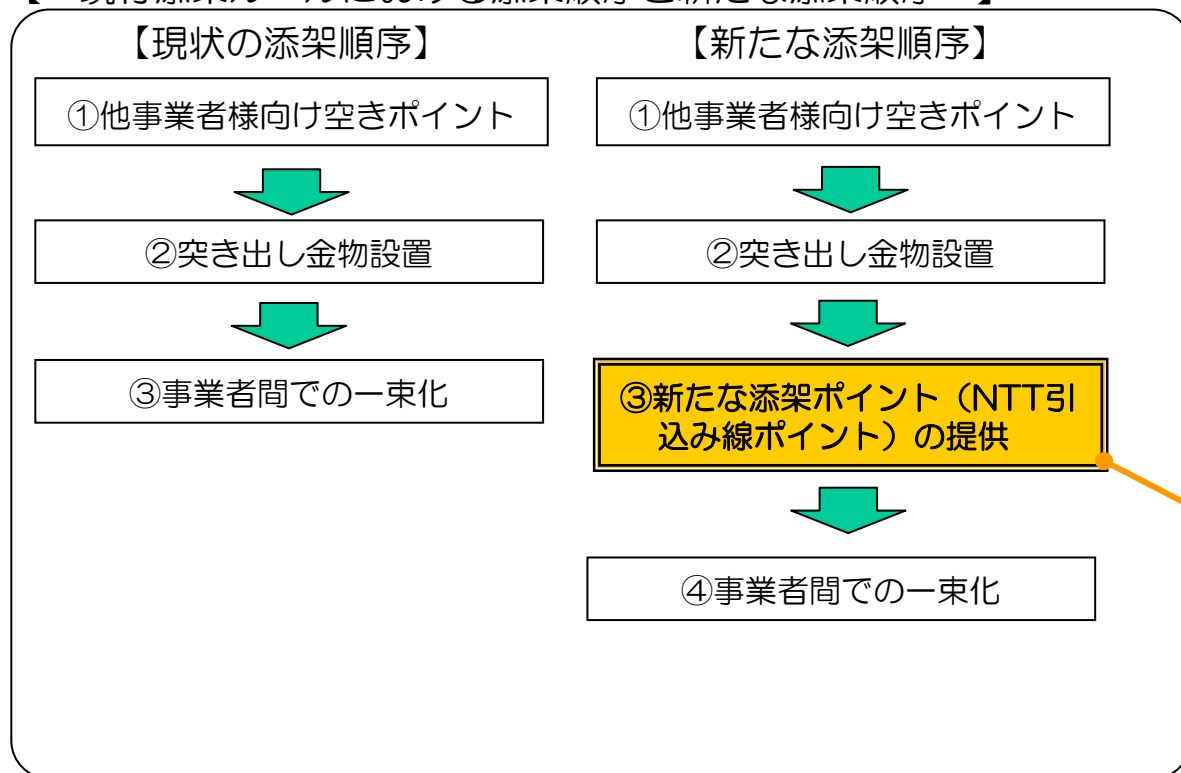
お客様からの申し込みの都度、敷設が必要になると想定される引込線（単芯ドロップケーブル）につきましては、予め将来敷設予定の数量を申請していただくことで、敷設の都度は「通知」を行っていただければ添架可能となるよう、最大限の手続きの簡素化・短縮化を図る考えです（下記フロー参照）。



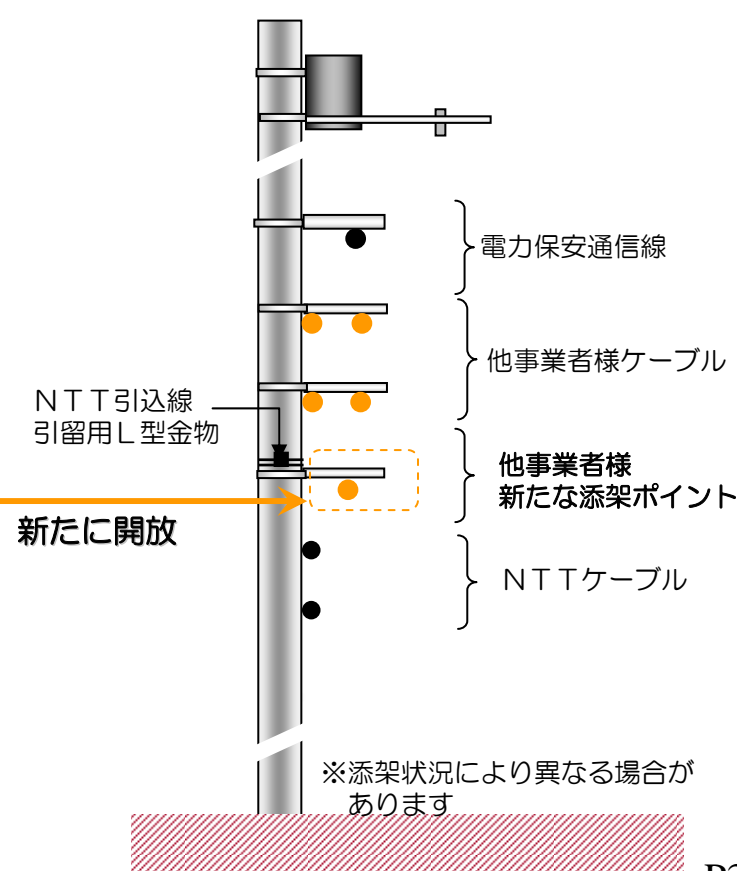
### 3. 新たな添架ポイントの提供について

- 他事業者様向けポイントにおける単独添架、同ポイントにおける突き出し金物設置による単独添架ができない場合の対応として、当社の引込み線ポイント（6.1mポイント）を新たな添架ポイントとして提供いたします。
- また、新たな添架ポイントについては、事業者間での一束化に先行して、ご利用いただくことも可能といたします。

#### 【 現行添架ルールにおける添架順序と新たな添架順序 】



NTT東西共用柱の一例※



## 4. 一束化への対応について

現状において、当社が空きがないことを理由に添架をお断りしている事例が僅少であることをかんがみれば、今回の新たな添架ポイントの開放により、他事業者様の添架ポイントとしては十分であると考えますが、新たな添架ポイントを開放してもなお、添架ポイントが不足する事態が生じた場合には、当社設備との一束化の方法及び条件等について、検討することといたします。

### (参考) 当社設備との一束化の特殊性

- 事業者間の一束化については、以下のような課題があり、双方の事業者にとって引込線等の工事や保守業務の円滑な実施に影響を与えるおそれがあるものと認識しております。
  - 特に、当社設備との一束化については、当社設備は工事が頻繁に発生すること、当社設備は他事業者設備に比べてケーブル外径が太く重量も重い設備が多いため、当社設備の工事の際に他事業者の設備を損傷する可能性が高いと想定されることから、こうした点について検討していく必要があります。
- ①スパイラルハンガー内で相互に絡みあっている引込線等を無理に撤去した場合など、一方の事業者が実施する工事によって、他方の事業者の設備の故障が誘発されるおそれがあること。
  - ②万が一故障が発生した場合の、責任の明確化の整理が必要であること。
  - ③車両事故や災害が起こった際には、複数事業者が同時期に同一添架位置で復旧工事を行う等、復旧作業の衝突が想定されるが、他事業者との工事調整等の結果、当社設備の迅速な復旧が行えなくなるおそれがあること。
  - ④他事業者のPOIボックスがNTTケーブルに設置された場合、NTTクロージャの設置に支障が生じ、当社がお客様並びに他事業者に提供するサービスに支障をきたすおそれがあること。

当社が空きがないことを理由に、添架を断った事例は僅少である

(NTT東日本)

◆H14 : 0.5% (14件/2,611件)  
◆H15 : 0.03% (2件/6,153件)  
◆H16 : 0.0% (0件/15,057件)

(NTT西日本)

◆H14 : 0.0% (0件/6,717件)  
◆H15 : 0.3% (46件/15,897件)  
◆H16 : 0.05% (16件/33,670件)